

校圖書文化のあり方

600部

国庫補助金の整理に關する今井試案に對する意見 (草案) 多物

地方財政委員會試案 (二五七、二五八)

一 國が直接行つた方が適當であり且一般行政に關係の少いので、現にある國の出先機関に移し得る事務に對する補助金は、事務そのものを是れに移すものとす。例えは地方公共団体終戦処理事務費補助 (五八八、四七〇、千円) は特別調達庁に移すことにより止す。

二 事務の内容が國家的色彩の濃いもので地方団体の自由裁量の出来ものに対する補助金は、委託費として、經費の全額を交付するものとす。

三 平衡交付金を含む地方財政に振替えられたものは現在の儘とするにとり、現在残つてゐる補助金の中にはその性質をとりつてゐるものがあるから止して一般財政に振り替へる。例えは、保健所事務費負担金 (六三三、〇五六、千円)、地方公共団体施業案編成費補助 (

4
四五〇、一三〇、千円)、爾後定所負担金 (一〇、一九六、千円)、農林關係印刷物作成配付費補助 (五〇、二三、千円)、教科用圖書展示會費補助 (五、五四三、千円)、医療監視員設置費補助 (三、三

保健所事務費、
由來の

。〇千円)並がある。

四、奨励補助金の制度は存置するが、現に存するその中にはその効果疑問しいものや、その必要がないものがあるから、これらは中止して一般財源に振替える。

五、地方団体に対する地方税并に相当する性質を有する補助金は、中止して、地方税として徴収するものとする。例えば国有林野新荘町村交付金四三、五七千円の如きがこれに該当する。

六、予算外契約に基づく特別補助金は原則として整理する。

七、一般私人間の契約と同一の立場で国の地方団体に委託し、その費責を支拂うもの(例えば一化類虫駆除予防試験事業委託四七〇千円等)及び国の特別会計から事務取扱費として交付するもの(例えば食糧管理特別会計集荷委託四四八、〇〇千円)は試案の通り存続させる。

八、平衡交付金とは別に一括補助金については反対である。平衡交付金制度の趣旨からして、一括補助金は意味がないものと、内訳を明示しないとしても、実際には紐付きと変りがない結果を招来する虞れがあるのび賛成できない。

九、支出委任を、目的に及ぶことには反対である。市町村等に対してはやはり支出委任の形式は、安であり、国の出先機関を使うことには賛成できない。勿論この濫用を防ぐため、心算に対する必要があらう。

十、奨励的な補助金については、補助率を定めることとなく、寧ろ定額補助の方法をとるのがよいと考へるし、市町村に対する国庫補助金に費責をめぐらし補助することは廃めるものとす。

十一、(A) 公共事業補助については、シヤウプ勸告は勿論この試案にも触れられていないが、この際根本的検討を加え、原則として地方団体の自由に委任、国家的規模のもので行うを適当とする大きな事業だけ、国の直轄、或は地方団体へ委託し、公共事業として行うこととする。この場合、補助率の引上げ等を行うものとする。但し、大三制については現在の儘とする。

(B) 災害復旧事業要国庫負担については、現状の儘として存続させ、寧ろこの制度の恒久化を図るとともに国庫負担事業の対象を拡張するものとする。

備考(1) 平衡交付金制度の運用については、行政の確保のため、当分の間、地方行政に
係のある各府大臣の要本により、地方財政委員会は、その行政の規模と内容につい
て勧告する等の措置が必要と考える。

(2) 国費に振替えるものについては、国の出先機関を新設補充するようなことは絶
対に避けること。

(3) 知事に委託する場合もその職責を官吏とせず現在の委託費の方式をとるものと
するとともに現在知事の下に官吏は广くして地方公営員とする。

災害復旧事業費國庫負担制
の持續に付して

(二五、七、二六)
地方財政委員会

災害復旧事業費に付しては、本年度は、昭和三十五年度に

おける災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律(昭和

三十五年法律ヤ一八九号)によつて、全額國庫負担の制度がとられて

るが、先般閣議決定を見た、昭和三十六年度予算編成方針に

於ては、これと廢止することとなっている。然し乍ら、此の制度は

十

5

地方財政委員会